

# 所得変動に伴う住民税の還付申告受付

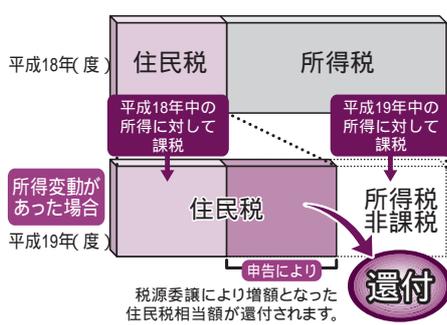
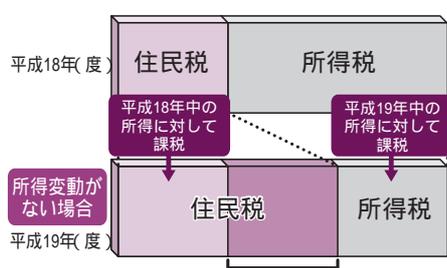
7月1日～31日まで  
税務課町民税係 ②152

平成19年度から、所得税国税)から住民税(地方税)へ「税源移譲」が行われました。大多数の方は平成19年度に住民税が増額となりましたが、同じ額を平成19年度の所得税より減額しているため、原則として所得税と住民税を合計した税負担は、昨年度と比べて増加しないよう措置しています。

ただし、所得税は現年の所得に、住民税は前年の所得に対して課税されるため、平成18年中は所得があつたが平成19年中に所得がない場合、住民税は前年の所得を基に増額分を含めて課税される一方、所得税は課税されないため減額できないこととなります。このように税源移譲に伴う税負担の増加の影響のみを受ける方については、平成19年度の住民税に限り、増額となった住民税相当額を還付します。

対象者  
平成18年中に所得があり所得税が課税されていたが、平成19年中は所得が減少し、平成19年分の所得税が課税されなくなつた方

対象は平成19年中の所得が大幅に減り、所得税が非課税になる方です



ご注意を  
次の方は対象となりません。  
・申告分離課税(退職・配当等)の所得税が課税されている方  
・寄付金控除や生命保険料控除など、人的控除(扶養控除・障害者控除等)以外の控除額が増加した場合や、住宅ロー

## 住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額について

次に掲げる条件の住宅について、省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税(120㎡相当分までに限る)の3分の1の額を減額します。

**対象期間** 平成20年4月1日から平成22年3月31日までに実施した省エネ改修工事

**対象家屋** 平成20年1月1日以前から所在している家屋(賃貸住宅は除く)であること

**対象工事** 次の要件をすべて満たす工事であること

次に掲げる の工事、または と合わせて行う ~ の工事であること

- 窓の断熱改修工事
  - 床の断熱改修工事
  - 天井の断熱改修工事
  - 壁の断熱改修工事
- の工事は必須です。

改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

省エネ改修工事に要した費用の合計が30万円以上であること

Ⓐ 改修工事完了後3か月以内に、必要書類を添付し税務課固定資産税係へ申告書を提出してください。

「新築住宅に対する減額」や「住宅耐震改修に伴う減額」とは同時に減額されません。

建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書が必要です。

問 税務課固定資産税係 ②153・2154

### 経過措置の対象者(次の1と2の両方を満たす方)

1 平成19年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く) > 住民税と所得税の人的控除の差の合計額

2 平成20年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む) ≤ 住民税と所得税の人的控除の差の合計額

### 減税額の計算方法

$$\text{平成19年度住民税額 (調整控除を含む)} - \text{平成19年度住民税額 (税源移譲以前の計算法による算出税額)} = \text{平成19年度住民税から差し引く金額}$$

### 減額申告書

還付額  
平成19年度の住民税を税源移譲前の税率を適用した額まで減額し、減額後の税額とすでに納付済みの税額との差額が還付されます。  
申告期間  
平成20年7月1日から平成20年7月31日まで  
申告手続  
平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ「平成19年度分町・区民税減額申告書」を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。  
(平成19年1月2日以後、他の市町村へ転居された方は、申告先をお間違えないようご注意ください。)  
申告書の配布 税務課窓口  
該当すると思われる方には、6月末に申告書を送付しました。ただし、住民税が未申告の方や、転入・転出された方については、該当になる場合であっても申告書は送付されませんのでご注意ください。

## 後期高齢者 医療被保険者証の 更新について

後期高齢者医療(長寿医療)の被保険者の保険医療機関での負担割合(1割または3割)については、毎年、前年の所得等を基準に見直しをすることになっています。

被保険者証に記載してある負担割合が変更になる方には、7月中に新たな被保険者証を送付します。

旧被保険者証は、後日、福祉課窓口へ持参いただくか郵送により返却をお願いします。

今回、被保険者証が送付されなかった方の負担割合は変更がありませんので、引き続き現在お持ちの被保険者証をお使いください。

有効期限は平成21年7月31日です。

問 福祉課医療係 ⑨ 2 1 2 8

## 平成20年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療(長寿医療)制度の被保険者の方には、平成20年度の保険料額決定通知書を7月中旬までに送付します。

### 特別徴収(年金からの天引き)対象の方

今年4月から特別徴収が開始された方には、保険料額決定通知書を送付します。

後期高齢者医療保険料の特別徴収は年金保険者(社会保険庁など)からの通知に基づいて行われています。

### 普通徴収対象の方

保険料額決定通知書および納付通知書を送付します。納期は、7月から翌年2月までの各月(8回)となっています。

今年10月から特別徴収が開始される方へは、特別徴収開始通知書とあわせて納付通知書を送付します。7月から9月は納付通知書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きとなります。

### 年度途中で資格取得した方

今年6月以降に転入または、75歳到達などで資格を取得された方には、7月以降に納付通知書を送付します。

今年5月以降に資格を喪失した方  
後期高齢者医療保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

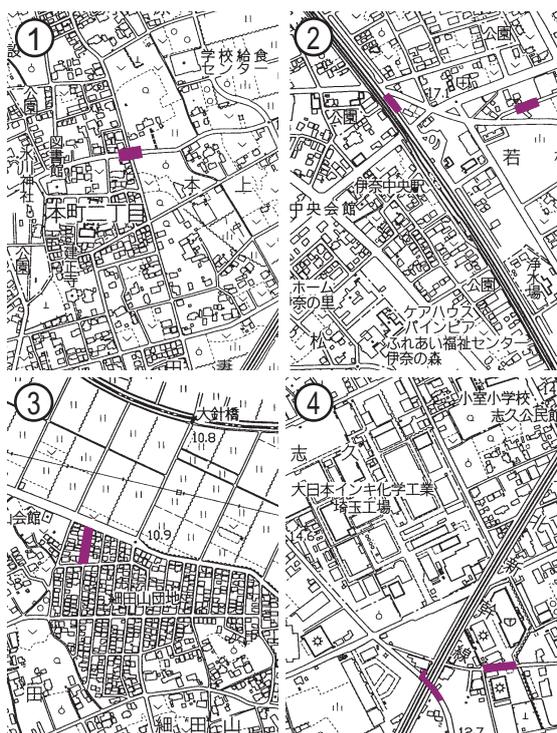
### 特別徴収対象の方

4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納付通知書で納めていただきます。

### 普通徴収対象の方

転出先やご遺族あてに、納付通知書を送付します。

問 福祉課医療係 ⑨ 2 1 2 8



## 下水道工事に ご協力を!

今年度、新たに次のとおり工事を行う予定ですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、工事現場付近には近寄らないようお願いいたします。

### 工事概要

汚水1号幹線人孔布設替工事  
予定工期 平成21年2月27日まで  
工事場所 小室地内  
工事内容 人孔布設替工事

### 中部区画整理事業地内管渠 築造工事

予定工期 平成21年2月27日まで  
工事場所 小室地内  
工事内容 開削工事  
細田山地区管渠築造工事  
予定工期 平成21年2月27日まで  
工事場所 大針地内  
工事内容 開削工事

### 工業地区管渠築造工事

予定工期 平成21年3月19日まで  
工事場所 小室地内  
工事内容 開削・推進工事  
工事場所は変更になる場合があります。

## 公共下水道への 接続のお願い

町では、綾瀬川をはじめとした周辺水環境の水質保全と、公衆衛生および住環境の向上を目的に、公共下水道の整備を進めています。

しかし、せっかくの下水道も、整備された地域の方々に使っていただきませんと、目的を果たすことができません。

公共下水道が使える区域内にお住まいの方で、まだ接続されていないお宅は、早めに接続工事を行っていただきますようお願いいたします。

また、公共下水道を使用する際の注意点として、野菜くず・残飯・油等は、下水道管のつまりの原因となりますので、下水道には流さないようにお願いします。

問 都市整備課下水道施設係 ⑨ 2 4 4 6